

消費生活相談員資格取得支援講座のご案内

消費生活相談員資格試験は、年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、どなたでも受験できます。この試験に合格すると、消費生活相談員資格(国家資格)と消費生活専門相談員資格の両方が同時に取得できます。このたび消費生活相談員資格取得を目指している方を支援するための講座を次のとおり開催しますのでご案内します。受講料は無料です。

1. 日程・カリキュラム

日(曜)	時 間	内 容	講 師
7月29日 (土)	9:50~10:10	オリエンテーション	弁護士 福崎博孝 弁護士 飯田直樹 河合塾 消費生活専門相談員 尾上千佳子
	10:10~12:00	改正消費者安全法・消費者行政	
	13:00~15:00	民法・消費者契約法	
	15:10~17:00	小論文の書き方(※)	
7月30日 (日)	9:30~11:30	経済の基礎知識	長崎大学名誉教授 井手義則
	12:30~14:30	特定商取引法	弁護士 今井一成
	14:40~16:30	割賦販売法	弁護士 青野 悠

2. 会 場

長崎県消費生活センター講座室

〒850-0057 長崎市大黒町3番1号 交通産業ビル4階

3. 申込方法

葉書又はファックス(095-823-1477)にて、「資格取得支援講座受講希望」と記載し、住所、氏名、性別、電話番号を添えて平成29年7月21日(金)までに長崎県消費生活センターまでお申込下さい。

詳しくは、長崎県消費生活センター 電話：095-895-2320(担当：渡辺)まで



(※) 小論文(1200字程度)は事前に提出いただければ講師が添削指導をいたします。提出期限は7月10日(月)です。ご希望の方は早めにお申込下さい。